

統一制度をめざす 社会保障財政調整法

(フ ラ ン ス)

は し が き

社会保障各制度間の財政調整法案（正式には、「全フランス国民に共通な社会的保護制度、および強制社会保障基礎制度間の調整に関する法律案」）が、昨年10月16日に国民議会で、次いで11月14日に上院でそれぞれ可決された。この政府提出法案は、両院においてかなり修正され、その修正点の調整作業が残っているので、最終的に成立したかどうかは現在の所確認できない。しかしいずれにしろ近々公布されるものと思われるこの法律の持つ意義は、かなり重要である。以下に、その背景と骨子を紹介する。

法案提出の背景

フランスの社会保障制度は、被用者の制度と自営業者の制度に大別され、前者には、一般商工業被用者を対象とする一般制度のほか、農業被用者、公務員、鉱夫等の特殊制度があり、後者には商工業自営業者制度および農業経営者の制度がある。産業構造の変動に伴い、各制度の被保険者、なかんずく財政を支える拠出者数の分布にアンバランスが生じた。1969年から1973年の期間における拠出者数の変動を見ると、例えば、一般制度においては100万人以上も拠出者が増大したのに対し、商人の制度は10万人近く、農業経営者のそれは、30万人近くが減少した。また同じ被用者制度の中でも、鉱夫制度等は極端な減少傾向にある。こうして、受給者数と拠出者数との比率が、1を下回る制度が出現するに到った。そこで当然、被用者制度の中の特殊制度および非被用者制度は、慢性的な財政不

均衡に陥っている。政府が、職種別の人口動態を理由とする財政調整（la compensation démographique）を提唱したのは、以上のような背景によるものである。つまり、農民、商人あるいは鉱夫等の息子たちは、親の跡を継がずに、一般商工業の企業に勤務し、従って一般制度に加入している。しかし、制度が変わっても、その親を援助すべきだというのが、その主旨である。

提案された財政調整の方式

政府が提案した財政調整の骨子は次の通りである。調整は、二つの段階に分けて行われる。

第1段階：被用者の諸制度間調整のみを対象とし、人口（拠出者数）分布上の不均衡および拠出対象賃金総額、即ち拠出能力上の不均衡の是正を目的とする。

疾病保険においては、鉱夫、鉄道員、農業被用者等の制度についてすでに行われている財政調整（農業被用者制度については1962年から、鉄道員制度については1963年から、船員、鉱夫、RATP（パリ市交通公団）職員の諸制度については1974年から、一般制度による財政補てんが、すでに実施されており、その総額は、1975年で26億3,700万フランに及ぶものと思われる）に加えて、軍人および公証人書記の制度に関しても調整が行われる。その結果、一般制度はあらたに、2億6,100万フランを負担することになる。

老齢保険については、各制度間の最低年金額、すなわち農業被用者平均年金額（4,448フラン）に基づき、かつ65歳以上の退職者のみを考慮して（制度によっては65歳以前に正常年金の受給権が生じる）調整が行われる。いずれにしろ、この調整の結果、一般制度は各制度のために17億5,900万フランを負担することになる。

第2段階：この段階では、被用者制度と非被用者制度間の調整が行われる。

疾病保険については、非被用者制度の給付（年間平均705.4フラン）をベースとし、被保険者総数および拠出者総数を勘案した平均拠出金（1869フラン）にもとづく調整が行われる。その結果、被用者は、非被用者に対し、総額7億8,700

万フランを支払うことになる。一般制度は、新たに6億8,900万フランを負担することになり、すでに行われている調整分を併せると負担額は9億5,000万フランに達する。

老齢保険については、農業経営者の平均年金額(4,068フラン)および平均拠出額をベースとする調整が行われ、被用者制度は35億5,700万フランを、自由業者制度は9,300万フランをその他の制度へ支払うことになる。一般制度は、この結果27億2,000万フランを負担する。

家族手当については、農業経営者制度を除き、事実上すべての制度が、一般制度の全国家族手当金庫へ統合されているが、農業経営者の制度もここへ統合され、財政調整が行われることになる。そのために生ずる調整費用は、3億3,000万フランである。

以上のような調整の結果、一般制度は他制度のために、1975年度において総額40億フラン(疾病保険9億5,000万、老齢保険27億2,000万、家族手当3億3,000万)を新たに負担することになる。そのうえ、すでにここ12年来実施されている既存の調整負担金がそのまま継続され、その総額は、1975年で、75億フランになると推計されている。従って、一般制度の他制度のための負担総額は、実に115億フランに達する。

国庫負担の増額

その理由はともかくとして、一般制度に対し、これまで以上に過重の負担を強いることになる政府の財政調整案が、関係者の不満を招くのは当然なことである。事実、一般制度の各全国金庫に対する政府の諮問の際には、労組代表のみならず、使用者代表も反対を表明した。またCGTおよびCFDTは、国会審議の際、代表団を派遣して、不満を表明している。

このような不満を解消するため、政府は当面1975年度については、アルコール税収を一般制度にあてることによって、一般制度の負担を事実上相殺するという妥協案を示した。しかしアルコール税の税収は不安定であり、1975年については

相殺されるとしても、それ以降においては、恐らく必要な調整資金の延びを下回るものと思われる。政府原案では、1976年以降については、何ら保障されていなかった。国民議会における審議の過程で、この点をつかれた政府は、さらに修正案を示し1976年および1977年についても、最終的には政府がこの調整資金を負担することとした。1977年までと期限を切ったのは、1978年1月1日までには、次に述べる社会保障制度全体の抜本改正がなされることになっているからである。

統一制度の構想

前に述べた職種別の人口動態上の格差という財政調整の大義名分は、もし諸制度の給付および拠出上の諸条件が一率であり、負担の公正が確立されていれば、ある程度の説得力がある。しかし事実は異なる。年金制度を例にとると、一般制度においては正常年金を受給できるのは65歳以降であるのに対し、特殊制度の中には、それ以前に受給できるようになっているものが多い。従ってそれらの制度においては、拠出者数が人為的に減らされているといえる。また自営業者の場合は、その所得が正確に把握されず、一般に過少評価される結果、その拠出率は比較的低い。

以上のような問題点の解消策として、政府は、今回の財政調整法案の第1条に、次のような規定を設けた。

「強制社会保障基礎諸制度は、少くとも1978年1月1日までに、段階的に調整され、3部門、すなわち疾病・出産保険、老齢保険および家族給付において、全フランス国民に共通の社会的保護制度を創設するものとする。

この制度の創設は、各社会・職業階層に属する被保険者の同一の拠出努力を前提とするものでなければならない。拠出の調和化は、基礎的社会的保護共通制度の実現の度合に応じてなされるものとする。

これらの調和化(harmonisation)の諸措置は、各社会・職業階層に特有の既存の社会的保護制度の存立を侵すものであってはならない。」

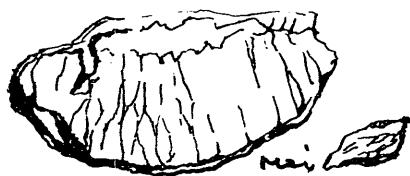
以上のように、この第1条の規定は、何らかの統一制度を創設する意図を明ら

かにしたものであるが、その内容はきわめてあいまいである。とくに拋出の調和化(harmonisation des cotisations)ということばが、どのような手段によって実現されるのかが注目される。

これらの点については、国民議会および上院における審議においても、必ずしも明らかにされたとはいえない。

Le Monde 16, 17, 18 octobre 1974. Figaro 16
Novembre 1974. 他

(平山 卓 国立国会図書館)



社会保障こぼれ話

高齢者の労働力参加と社会保障制度

—9カ国の比較—

アメリカとカナダ、およびヨーロッパの7カ国では、1970年から1970年までの20年間に、65歳以上の人びとが全人口に占める比率が着実に上昇している。その増加率がとくに高いのはスウェーデン、西ドイツ、オランダで、これらはいずれも30%を上まわっていた。また、これらに続くイタリアとベルギーも20%を超えている。

このように、増加率が高いのは色いろな現因が考えられるが、それはともかく、このように増加する65歳以上のグループが労働力の戦列に参加する状況では、参加人員の減少する傾向が見うけられる。この減少率はとくにスウェーデン、イタリア、オランダで高く、これらの国は50%を超えている。これらに続くフランス、ベルギー、カナダ、西ドイツは40%以上であった。

上述したような状況は退職年齢や年金年齢と関連をもっており、かつ、公的および私的な老齢(退職)年金と密接な関係をもっている。とくに、社会保障制度による年金は、高齢者が取得する所得の中で、最も基本的なものであり、重要な役割を果している。この公的年金が退職により喪失した所得を補償する比率は20年間に若干上昇している。その補償率では、とくに上昇の高いのはイタリア、スウェーデン、オランダ、アメリカの順となる。

年金の喪失所得補償率を労働力からの引退の間には、大きな関係がある。給付が高い場合には(つまり、補償率が高くなれば)、労働力から引退する人が多くなる。したがって、65歳以上の労働力参加も少なくなる。

(以下略)

Paul Fisher, Labor Force Participation of The Aged
and The Social Gerontology, Winter 1975, pp.1~3.

(平石長久 社会保障研究所)